## 名古屋都市計画日生東山園地区計画の変更(日進市決定)

都市計画日生東山園地区計画を次のように変更する。

	名 称	日生東山園地区計画
	位置	日進市 東山一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、 藤枝町小山、向イ山、蟹甲町中屋敷 の各一部
	面積	約 20.7ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、日進市中央部に位置する戸建てを中心とした低層住宅団地であり、昭和40年代に(旧)住宅地造成事業法により開発され、ほとんどの宅地が分譲されている。 本地区は北だれの地形上、日照等の問題が住民同士の懸案となっており、地区内の建築に一定のルールを定め、良好な住環境の保全を図る。
	土地利用の方針	<a地区> 一戸建てを中心とした良好な低層住宅環境の保全を図る地区とする。 <b地区> 一戸建て住宅環境を中心としつつ、都市計画道路沿いという土地利用形態を考慮した地区とする。 <c地区> 主要幹線道路沿いとして沿道型街づくりを図る地区とする。</c地区></b地区></a地区>
	建築物等の整備の方針	<a地区> 一戸建て住宅を中心とした低層住宅地とし、良好な市街地の形成と維持・保全を図る。 <b地区> 一戸建て住宅を中心とした低層住宅地を基本としつつ、都市計画道路沿いの地区として、容積率の最高限度や建物用途の制限をA地区に比べて緩和する。 <c地区> 住宅団地の居住環境に配慮しつつ、都市計画道路沿いの沿道サービス利用も考慮し、日進市の玄関にふさわしい街づくりを進める。</c地区></b地区></a地区>

		地区の	細区分の名称	A地区	B地区	C地区
		細区分	細区分の面積	約 15.8ha	約 3.0ha	約 1.9ha
		建築物等	等の用途の制限 かんしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	次に掲げる建築物以 外の建築物は、建築し	外の建築物は、建築し	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築しては
				<ul><li>てはならない。</li><li>1 住宅(共同住宅、</li><li>寄宿舎及び下宿を除</li><li>く)</li></ul>	<ul><li>てはならない。</li><li>1 住宅(共同住宅、</li><li>寄宿舎及び下宿を除</li><li>く)</li></ul>	ならない。 1 住宅(共同住宅、寄 宿舎及び下宿を除く) 2 住宅で事務所、店舗
				2 住宅で事務所、店 舗その他これらに類 する用途を兼ねるも ののうち建築基準法 施行令(昭和25年	2 住宅で事務所、店 舗その他これらに類 する用途を兼ねるも ののうち建築基準法 施行令(昭和25年	その他これらに類する 用途を兼ねるもののう ち建築基準法施行令 (昭和25年政令第3 38号。以下「令」と
地	建			政令第338号。以下「令」という。)第         130条の3で定めるもの	政令第338号。以下「令」という。)第         130条の3で定めるもの	いう。)第130条の3 で定めるもの 3 図書館、公民館その 他これらに類するもの
区	築物			3 図書館、公民館そ の他これらに類する もの	3 図書館、公民館そ の他これらに類する もの	4 診療所 5 巡査派出所、公衆電 話所その他これらに類
整	等			4 診療所 5 巡査派出所、公衆 電話所その他これら	4 診療所 5 巡査派出所、公衆 電話所その他これら	する令第130条の4 第1号及び第3号から 第5号で定める公益上
	に関			に類する令第130 条の4第1号及び第 3号から第5号で定	に類する令第130 条の4第1号及び第 3号から第5号で定	必要な建築物       6 病院       7 共同住宅、寄宿舎又
備	す			める公益上必要な建 築物 6 前各号の建築物に	める公益上必要な建 築物 6 病院	は下宿 8 店舗、飲食店その他 これらに類する用途に
計	る			附属するもの(令第 130条の5で定め るものを除く。)	7 店舗、飲食店その 他これらに類する用 途に供するもののう	供するもののうち令第 130条の5の3で定 めるもの
	事				ち令第130条の5 の3で定めるもので	9 事務所 10 学校
画	項				その用途に供する部 分の床面積の合計ル 500平方メート 以内のもの 8 事務所するのの 用途はでいるのの のではいるののの のではいるののののののでは、 のではいるののののでは、 のではいるののでは、 のではいるのでは、 のではいるのでは、 のではいる。。)	11 令第130条の4第 2号又は令第130条 5の4で定める公益 上必要な建築物 12 神社、寺院に類な会る 上必要なまりに類なるる。 13 老人ホームをのの 14 自動車を営出場の 15 自動車を選出場でが 150平方との 150平方との 150平方との 160平方との 1700年の 1800平方との

					17 次に掲げる事業を営
					む工場以外の工場で作
					業場の床面積の合計が
					50平方メートル以内
					050
					(原動機を使用するも
					のにあっては、その出
					力の合計が0.75k
					W以下のものに限る。)
					ア建築基準法(昭和
					25年法律第201
					号。以下「法」とい
					う。) 別表第2(と)
					項第3号(1)から
					(16) まで
地	7-1-				イ 法別表第2
	建				(ぬ) 項第3号(1)
	£a£-a				から(20)まで
	築				ウ 法別表第2
区					(る) 項第1号(1)
	物				から(31)まで
					18 次に掲げる危険物の
	等				貯蔵又は処理に供する
整					建築物以外の危険物の
	に				貯蔵又は処理に供する
					建築物
	関				ア 法別表第2
備					(と) 項第4号
	す				イ 法別表第2
					(ぬ)項第4号
	る				ウ 法別表第2
計	2				(る) 項第2号
	事	建築物の延べ面積の敷			
	7	地面積に対する割合の	10分の10	10分の20	10分の20
	75	最高限度			
画	項	建築物の建築面積の敷			
		地面積に対する割合の	10分の6	10分の6	10分の6
		最高限度			
		建築物の敷地面積の最	180平方メートル	180平方メートル	180平方メートル
		低限度	7年始版の A 吐き 1 フロト	- h 17 / h + 7 + 0 T 7 11	7年祭棚の月時は1 ノルー
		壁面の位置の制限		これに代わる柱の面又は	建築物の外壁もしくはこれに任わるけのモアは呼
			附属する車庫等から道路境界線及び隣地境界線		れに代わる柱の面又は附 属する車庫等から道路境
			までの距離(以下「後退距離」という)は1メートルバトでかければからかい		展する単単寺から追路境 界線及び隣地境界線まで
			トル以上でなければならない。 ただし、次に掲げるものについてはこの限りで		芥様及い解地境芥様まで   の距離(以下「後退距離」
			はない。  1 車庫、物置その他これらに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.5メートル以		という)は0.5メート
					ル以上でなければならな
					い。
			下で、かつ後退距離の	ただし、次に掲げるも	
			面積の合計が10平力	のについてはこの限りで	
			あれば、壁面後退線を		はない。
	<u> </u>		1 57.15、 王田 队起席已		

			<u></u>	
			2 敷地面積が180平方メートル未満である場合は、後退距離を0.5メートルに緩和する。3 敷地面積が180平方メートル以上の場合でも、間口又は奥行きが11.5メートル未満の場合は、11.5メートルに満たない部分の後退距離を0.5メートルに緩和する。4 建築物の附属部分等で出窓(床面積に算入されるものを除く)、ベランダ、その他これらに類するものは除く。	1 車庫、物置その他これらに類する用途に供する附属建築物で、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10平方メートル以下のものであれば、壁面後退線を越えて建築でき
地	建			る。 2 敷地面積が180平
	築			方メートル未満である 場合、道路境界線まで
区	物			の後退距離を設定しない。
+4	等			3 建築物の附属部分等で出窓(床面積に算入さ
整	に			れるものを除く)、ベランダ、その他これらに類す
/ <del>-11-</del>	関	建築物の高さの制限	1 9メートル以下とする。	るものは除く。 1 15メートル以下と
備	す		2 当該部分から、前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.	する。 ただし、屋上の突出 物(エレベーター塔、
計	る		5分の1を乗じて得たものに5メートルを加 えたもの以下とする。	物 (エレベーター哈、 階段室等) の高さが 5 メートル以下かつ、そ
μl	事			の部分の水平投影面積の合計が当該建築物の
画	項			建築面積の8分の1以 下のものは、当該建築
				物の高さに算入しない。 2 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得た
				ものに7.5メートル を加えたもの以下とす る。
Г	- <del>/u</del>	地区の細区分は計画図表示	<b>ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー</b>	

「区域・地区の細区分は計画図表示のとおり」

## 理 由

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の改正に伴い、地区整備計画に定める建築物等の用途の制限の一部を改正するものです。